

## 韓国側の質問事項

### 非居住者の納税義務について

(質問 1) 居住者の定義で住所というのは、個人の生活本拠地をいうとのことですが、生活本拠地の具体的な判断基準は何ですか。

(回答 1)

生活本拠地が問題になるのは、ある人の滞在地が 2 カ国以上にわたっている場合です。その人の生活本拠地がどこにあるかを判定するためには、以下のよう客観的事実によって判断することになります。

住居

職業

資産の所在

親族の居住状況

国籍

(質問 2) 国内源泉所得類型のうち、9 号[広告宣伝のための賞金]が所得税法施行令で規定されています。具体的な課税基準はどのようになりますか。

(回答 2)

「9 号 広告宣伝のための賞金」に規定する「事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済上の利益」(所令 320 条 7 項)とは、事業を営む者が商品または事業の内容等を広く一般に知らせ顧客を誘引するために支払う賞金品等をいいます。

非居住者に対しては、賞金等の金額から 50 万円を控除した金額が課税標準となり、20%の源泉所得税が課されます。源泉所得税を賞金等の支払者が負担した場合の賞金等の金額は、源泉所得税を含んだ金額となります。

また、賞金等を物品で支払う場合、その評価は原則としてその物品の処分見込価額となります。例えば、株式、貴金属または不動産等はその受け取ることになった日の価額、商品券やギフト券などはその券面額となります。ただし、定期金に関する権利や信託の受益権、保険契約に関する権利を除いて、その他のものは、その品物の通常の販売価額の 60%相当額で評価します。

**(質問3) 国内源泉所得類型のうち、[1号の2 組合契約の分配金]と[12号 匿名組合等の分配金]では、組合員に対する租税処理はどのようになりますか。**

(回答3)

「1号の2 組合契約に基づく分配金」の所得に対する非居住者への課税については、原則として20%の源泉所得課税および総合課税となります。ただし、課税の対象となる外国組合員は、日本に恒久的施設を有する非居住者及び外国法人です。

また、この規定の対象となる組合契約については、次のものがあります(所得税法施行令281条の2)。

投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約(LPS)

有限責任事業組合契約に関する法律第3条1項に規定する有限責任事業組合契約(日本版LLP)

民法第667条第1項に規定する組合契約(民法組合(任意組合))

外国における から に掲げる契約に類する契約

また から の組合は、日本の税務上いずれも構成員課税の取扱いを受けません。

「12号 匿名組合等(商法535条匿名組合契約)の分配金」の所得に対する非居住者への課税については、20%の源泉所得課税となります。

ただし、匿名組合員が当該匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業に係る重要な業務執行の決定を行っているなど組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合には、当該匿名組合員が当該営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得またはその他の各種所得として取り扱われます。

**(質問4) 非居住者の所得税課税方法で、課税所得の範囲や課税方法が、非居住者に恒久的施設があるか、またその施設の種類によって違うとのことですが、具体的に恒久的施設とは、どんな概念をいうのですか。**

(回答4)

非居住者等が日本国内に「恒久的施設(PE: Permanent Establishment)」を有しているか否かによって、課税関係は異なり、仮に非居住者等が日本国内にPEを持たないのであれば、日本国内から生ずる所得については課税されることはありません。

「PEなければ課税なし」と言われるのはそのためです。PEについて、所得税法第164条では、

支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫、鉱山・採石場等天然資源を採取する場所

建設、据付け、組立て等の建設作業等のための役務の提供で、1年を超えて行うもの

非居住者のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、常にその権限を行使する者や在庫商品を保有し、その出入庫管理を代理で行う者、あるいは注文を受けるための代理人等と定めており、一般に1号PEは「支店等」、2号PEは「建設等」、3号PEは「代理人等」と区分されている。

なお、日本国内にPEを有するかどうかの判定にあたっては、その施設について形式的に行うのではなく、機能的な側面から、実質的に判定するとされており、例えば単なる製品の貯蔵庫であるならば、恒久的施設には該当しないとされています。

(参考文献：税務通信 2009年9月7日 3081号)

#### (質問5)

非居住者が、国内で1世帯1住宅を譲渡する場合、課税方法について、簡略に説明して下さい。

#### (回答5)

日本には、1世帯1住宅の非課税規定は存在しませんが、これに代わるものとして、居住用財産の譲渡所得についての特別控除の規定(措法35条)があります。この特別控除の特例は、非居住者の場合も適用されます。

個人が、その居住の用に供している家屋等を譲渡した場合には、その年の前年または前々年にこの規定の適用を受けている場合を除き、申告手続を要件として、長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額から3,000万円(譲渡益が3,000万円未満の場合は、譲渡益の金額が限度)を控除できます。

特例の対象となる家屋等は、次の通りです。

居住の用に供している家屋を譲渡した場合

家屋とともにするその敷地の用に供されている土地もしくはその土地の上に存する権利を譲渡した場合

次の家屋を居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡した場合

- ア 災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地若しくはその土地の上に存する権利
  - イ 家屋で個人の居住の用に供されなくなったもの
  - ウ 家屋で個人の居住の用に供されなくなったものとともにするその敷地の用に供されている土地もしくは当該土地の上に存する権利
- なお、この特例は、自己の配偶者及び直系血族、自己の親族で自己と生計を一にしているもの等が譲渡の相手先である場合には、適用されません。

## 税理士法人について

### (質問 1)

日本の税理士法人の場合、個人税理士事務所と違った収益創出モデルがあるのでしょうか。

他の収益創出モデルと区分して詳細に説明して下さい。

### (回答 1)

日本の税理士法人の業務範囲は、税理士法等に規定する税理士業務、会計業務及び補佐人業務に限定されております。これは個人税理士の業務範囲と同一のものであるため、基本的に個人税理士事務所と違った収益創出モデルはないものと思われます。

ただ、税理士法人の場合、個人税理士事務所と比べると、比較的多くの税理士を抱えやすいため、各方面に詳しい税理士を集めて、ある分野、例えば資産税や国際税務、公益会計等といった分野に特化した業務を行いやすいというメリットはあるかと思われます。

### (質問 2)

韓国の場合、各種資格証を持った専門資格士達の統合法人に対する具体的な法案がなく、現行法においては設立が不可能なのですが、日本の場合にはどのような状況であるかを具体的に教えて下さい。

### (回答 2)

統合法人については、日本も韓国と同様、具体的な法案はなく、設立は不可能であります。

(質問 3)

韓国では、税務法人を設立するには、税理士資格を持った役員が3名以上、法人内に税理士が5名以上いなければなりません。日本では税理士法人を設立するにあたって、法的に定められた人数があるのでしょうか。また、定めがあるならば何名必要なのか、法人を設立するための税理士の経歴に条件があるのか教えて下さい。

(回答 3)

日本では税理士法人を設立するためには、税理士資格を持った社員税理士が2人以上必要です。社員税理士は、税理士法人に規定する欠格事由に該当しない限り、経歴等の条件はありません。

(質問 4)

日本の場合、税理士法人が担当する国際的な企業が多いと思うのですが、様々な国に対し、租税紛争と同じく国際的な問題がしばしば発生すると思います。そのような場合の対処方案や、問題を解決するための専門家をどのように養成しているのかを教えてください。

(回答 4)

専門家の養成方法については、税理士法人ごとに色々な方法が採られていると思われまますので、一概にはいえません。税理士は税務に関する専門ですので、自己研鑽が原則ですが、通常、税理士会や各種団体等が開催している研修、または税理士法人内での業務に応じた研修等を通して養成しているものと思われまます。

また、近畿税理士会では、「業務相談室」を備え会員に対する一般的な相談に応じると共に、複雑な個別事案に対しては、「税務・法律審理室」にて相談に応じる体制を備えています。

## 日本側の質問事項

非居住者に対し

(質問 1)

例えば、譲渡所得についての「非居住者の1世帯1住宅非課税規定」などは、個人単位課税ではない、「家」制度を基礎にする価値体系に根源を持つものかと思いますが、個人単位課税である諸外国との整合性について、どのように考えますか。

(回答 1) 韓国の所得税制度は基本的に個人単位主義(individual unit system)です。譲渡所得税の場合も土地、建物、不動産の譲渡所得に対しては個人単位で課税します。しかし住宅の譲渡所得に対しては保有住宅の数を基準として非課税または、重課税(政府住宅政策の影響など)可否を判断するが、この時、保有住宅の数を世帯単位で計算します。したがってこの場合には、家族単位主義(または、消費単位主義:consumption unit system)が適用されます。一方負担能力にともなう課税に、より適合した点があるので、現在、相当数の国々で消費単位主義を採択していると見ることができます。

1住宅に対する非課税趣旨は国民の住居生活の安定と居住移転の自由を保障するところにあって、また、住宅は人別に居住するのではなく、家族単位で居住するので非課税単位も住宅に居住する単位別に非課税にすることが合理的であり、家族間所得の人為的分散および偽装行為による税負担回避を防止できます。

このような1世帯1住宅の非課税規定は、国内に住所または居所がある居住者に限り適用され、国内に居住しない非居住者が所有する国内住宅に対しては、非課税規定が適用されません。各国でも住宅に対する譲渡所得税に対する特例があって、これを非居住者にも適用するのかどうかは各国の税法において、別途規定しています。

[各国別住宅譲渡所得税課税制度要約]

区分	国
3年保有非課税	・韓国(9億W以下の住宅)
居住期間分に対しての非課税	・英国、アイルランド
全保有期間居住非課税	・フランス、カナダ、オーストラリア
2年居住非課税	・ドイツ(譲渡年度居住は居住期間から除外)
所得控除	・米国(直前5年のうち2年以上居住時、25万ドル、夫婦合算申告時50万ドル) ・日本(3千万円)
課税繰延	・スウェーデン(譲渡直前5年のうち、3年居住)
課税	・スイス

## 税務法人について

### (質問1)

日本の税理士法人の場合、業務範囲は税理士業務、会計業務及び補佐人業務に限定されており、保険代理店業務等を行うことができなくなっております。韓国の税務法人の場合も、日本の税理士法人のように業務範囲を限定しているのでしょうか。

### (回答1)

はい、そうです。韓国も税務法人が遂行できる業務は「税務士法」により限定されているが、ある程度拡張することができる余地を置いています。韓国税務法人の業務領域は個人税務士が遂行できる業務領域をすべて含みます。そのような業務では基本的に日本の税理士と似ており、全般的な税務に関する仕事を代行、諮問、代理の役割を遂行します。

そしてそれに加え、その他別の法律によって税務法人が遂行できる業務が拡張されます。その例としては「相続税および贈与税法」施行令56条によって税務法人が非上場株式の評価をすることができます。また「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」33条によって保険事務代行機関で公団の認可を受けて、社会保障保険事務業務代行業務を遂行できます。

## 誠実申告確認制度について

### (質問 1)

誠実申告確認制度の本来の意義から考えると、収入基準を設定しているのは納税の義務について、納税者間で差異を設けているように感じられますが、いかがでしょうか。

### (回答 1)

韓国の所得税法では業種別で収入金額により各種義務と多様な規制を置いています。大きく複式簿記義務、外部調整、誠実申告確認の適用対象を業種別収入金額により別に定めていて、特に複式簿記義務者に対しては事業用口座使用義務、電子税金計算書発行義務(現在は 2012 年から業種区分をせず、収入金額が 10 億以上である場合、発行することで改正された)、推定申告時、加算税等が適用され、これは業種別で収入金額が一定規模以上である場合には、該当納税者が記帳能力または、納税協力費用に対する負担能力があると判断しているため、業種グループを大きく三つの部類で区分したことは、業種別特性による売上額規模、原価率、販管比率、所得率などが異なるので、別に適用しています。

誠実申告確認の適用対象者を選定するための基準として、当初には開いた売上額 5 億以上の高所得専門職および現金収入業種に制限して公平性の問題が台頭して全業種に拡大をしながら、業種別で複式簿記義務者基準 10 倍水準で基準金額を差別化し、これは政府が誠実な納税のために必要だと認められる水準だと判断されています。

### [業種別・収入金額別各種義務比較]

業種	複式簿記義務	外部調整	誠実申告確認
鉱業、図書売買業 等	3 億 W 以上	6 億 W 以上	30 億 W 以上
製造業、飲食業 等	1 億 5 千万 W 以上	3 億 W 以上	15 億 W 以上
不動産賃貸業、個人サービス業 等	7,500 万 W 以上	1 億 5 千万 W 以上	7 億 5 千万 W 以上



(質問 2)

上記(1)の「収入基準を設定しているのは、納税の義務について、納税者間で差異を設けているように感じられますが、いかがでしょうか」という質問にも関連していますが、納税者間で差異を設けるにしても、その収入基準( 農業・林業および漁業等：30 億ウォン、 製造業、宿泊および飲食店業等：15 億ウォン、 不動産賃貸業等：7 億 5 千万ウォン)が、どういう論理で決定されたのかを教えてください。

(回答 2)

当初政府では誠実申告の対象を、高所得専門職および現金収入業種で、延べ収入金額が5 億ウォン以上であったが、特定業種に制限するのは公平性に問題があって全体業種に拡大をするものの、ただし全体業種に拡大しながら収入金額を5 億ウォンとする場合には、過度に適用対象が広くなり制度導入初期に多くの困難があるという政府の判断です。

一応、業種別で金額基準に差をつけ、当初の案では約 1 万 9000 人程度を対象にしましたが、全体業種に拡大しながら基準金額を上方修正することによって、対象事業者を約 4 万 6000 人程度にし、これに対する管理が適正な水準で維持されるように決められたと見られます。政府では成果を見て、もう少し拡大するという計画を持っているようです。

(質問 3)

誠実申告確認制度の導入に伴い、税金はどれくらいの増収を見込まれているのでしょうか。

(回答 3) 予想増大税金に対する正確な統計資料はない状況であり、国税庁で税務調査を通して、内部分析結果、韓国が先進国に比べ、個人事業者の所得把握率が多少低くなるほうで、特に専門職および現金収入業種の所得脱漏率が高いほうである把握しています。

誠実申告確認制度の導入のための企画財政委員会(租税小委員会)の会議内容にある国税庁資料によれば、正確な推論には限界があるが、当初の案(収入金額5 億ウォン以上、約 19,000 人の対象事業者、税額控除限度1 百万ウォン)基準として、約 200 億程度の検証による税額控除をしてもらい、推定される税金増大は1200 億程度と把握しており、税務代理人の誠実申告確認を通して、税源の透明性確保および国税庁の国税業務の民間委託による費用節減などの効果が期待されると見ることができます。